



公益財団法人

富士山静岡交響楽団

---

## 税制上の優遇措置について（個人）

---

確定申告の際「所得控除」が受けられます。  
確定申告の際に当楽団が発行する『寄附金受領証明書』が必要です。

### [所得控除]

寄附金控除は次の算式で計算します。

その年中に支出した  
特定寄附金の額の合計額

—

2千円

=

所得控除対象額

※所得金額の40%相当額が限度です